

浪江町告示第56号

本町の字の区域の変更を次のとおり変更する旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、同法施行令(昭和22年政令第16号)第179条の規定に基づき、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から生じる。

平成20年9月25日

浪江町長 馬場



記

編入する字名	同左に編入される区域
大字津島字仲沖	大字津島字東沖34の一部、35の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部 大字津島字安東20の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに18の一部に隣接する道路である公有地の全部 大字津島字町前2の3、2の4及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに2の1、3の2、7の2、11の一部に隣接する道路である公有地の全部 大字津島字西館79の2の一部に隣接する水路である公有地の全部
大字津島字東沖	大字津島字仲沖13の一部、21の一部、26、28の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部 大字津島字大行前2、3、5の2及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部  大字津島字西館1の2、79の2の一部に隣接する水路である公有地の全部 大字津島字東館2、12、16の1、16の3、104に隣接する水路である公有地の全部

大字下津島字原

大字下津島字松木山126の1及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部